

徳島県告示第四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社Future	海部郡牟岐町大字中村字大谷九四番地四	ヘルパーステーション笑歩	海部郡美波町西の地字魚呑二番地	訪問介護	令和七年一月一日
合同会社やべケア	徳島市大谷町猿楽三番地の二四	訪問介護ステーションBaton	徳島市新浜町四丁目三番三四号	同	同
YADORIGI合同会社	板野郡藍住町徳命字元村東二二番地二二	訪問介護ステーションやどりぎ	板野郡藍住町徳命字元村東二二番地二二	同	同
同	同	訪問看護ステーションやどりぎ	同	訪問看護	同
合同会社ライフサポートりあん	同 矢上字北分六番四	福祉用具sumik	同 矢上字北分四一四三	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	同